

「船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)の骨子」に対する意見募集(パブリック・コメント)の実施について

1. 政策案等の名称

船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)の骨子

2. 意見募集の期間

令和7年12月11日（木曜日）から令和8年1月14日（水曜日）まで（必着）

3. 意見募集の趣旨

令和8年7月に船橋市に児童相談所が設置され、児童福祉法に基づく児童相談所設置市となる予定です。それに伴い、乳児院、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターの認可に関する事務等が、千葉県から船橋市に移譲されます。そのため、船橋市では「船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の改正の準備を進めています。この条例を改正するにあたり、条例(案)の骨子を作成いたしましたので、皆様から御意見を募集いたします。

4. 資料の閲覧方法

資料は、療育支援課（船橋市役所3階）、地域子育て支援課（船橋市役所4階）、こども政策課（船橋市役所6階）、指導監査課（別館2階）、行政資料室（船橋市役所11階）、こども発達相談センター、船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階）、各出張所・連絡所、各公民館（中央公民館、習志野台公民館、塙田公民館は除く）、各図書館（東図書館は除く）、各子育て支援センター、各児童ホーム（前原児童ホーム、塙田児童ホーム、飯山満児童ホームは除く）に配架しているほか、市ホームページで閲覧することができます。

5. 意見を提出できる方

- ・ 市内に住所を有する方
- ・ 市内に通勤または通学されている方
- ・ この条例(案)に関し利害関係を有する方（市内で事業を営む方など）

6. 意見の提出方法

(1) スマート申請

以下のURLまたは右の二次元コードから、「船橋市スマート申請」にアクセスし、ご回答ください。

<https://ttzk.graffer.jp/city-funabashi/smart-apply/surveys/5113292026679218123>



(2) 郵送、ファックス、電子メール、持参

次の5点をご記入の上、「8. 提出・問い合わせ先」まで御提出ください。

- ① 住所（所在地）
- ② 氏名（法人その他団体にあっては、名称及び代表者氏名）
- ③ 電話番号
- ④ 市外の方は、「市内に通勤・通学している」、「この条例案に関し利害関係を有する（市内で事業を営む方など）」どちらか当てはまる方を御記入ください。
- ⑤ 条例（案）の骨子に対する御意見

※様式は問いませんが、「意見提出様式」を御利用いただくこともできます。

(3) 注意事項

- ・ 御記入いただいた個人情報（住所・氏名・電話番号）は、意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認など、意見募集の目的以外には使用しません。また、意見募集結果の公表の際には、御意見の内容以外（住所・氏名・電話番号等）は公表いたしません。
- ・ 匿名や電話での受付はしておりませんので、御了承ください。

7. 留意事項

- ・ 提出いただいた御意見の概要は、内容ごとに整理・分類等した上で、御意見に対する市の考え方とともに後日市ホームページに掲載いたします。
- ・ この手続きは、賛否を問うものではありません。
- ・ 個々の御意見に対して、直接・個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

8. 提出・問い合わせ先

健康福祉局 地域子育て部 療育支援課 整備計画係

〒273-8501 船橋市 療育支援課 （※郵送の際、住所の記入は不要です）

TEL：047-436-2121

FAX：047-436-2549

E-MAIL：ryoiku@city.funabashi.lg.jp

船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例（案）の骨子

1. 条例改正の背景

令和8年7月に本市が児童福祉法に規定する「児童相談所設置市」となることに伴い、乳児院、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターの認可に関する事務が千葉県から船橋市に移譲される予定です。

移譲に伴い、上記施設に係る基準を定める必要があることから、助産施設、母子生活支援施設及び保育所の基準をすでに規定している標記の条例に、移譲される施設の基準を追加するため、同条例の一部を改正するものです。

2. 本市の児童福祉施設の状況（移譲予定の施設）

本市における移譲予定の児童福祉施設の設置状況と所管課は次のとおりです。

施設種別	設置数	所管課
乳児院	なし	こども家庭部こども政策課
児童厚生施設	21か所	地域子育て部地域子育て支援課
児童養護施設	1か所	こども家庭部こども政策課
福祉型障害児入所施設	1か所	地域子育て部療育支援課
医療型障害児入所施設	なし	地域子育て部療育支援課
児童発達支援センター	2か所	地域子育て部療育支援課
児童心理治療施設	なし	こども家庭部こども政策課
児童自立支援施設	なし	こども家庭部こども政策課
児童家庭支援センター	なし	こども家庭部こども政策課
里親支援センター	なし	こども家庭部こども政策課

（令和7年11月1日時点）

3. 国の基準

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

4. 条例（案）について

本条例で定める基準については、国の基準に従わなければならない部分（従うべき基準）と、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる部分（参酌すべき基準）があり、基本的には国の基準に準拠しますが、下記について独自基準を制定する予定です。

1) 児童厚生施設に係る独自基準

児童厚生施設の設備の基準（参酌すべき基準）について、公民館等に併設する場合においての設備基準の明記がないため、その旨の基準を定める。

<理由>

本市の児童厚生施設（児童ホーム）のうち、公民館等併設施設として小室、塚田、宮本、三咲、新高根、薬円台、海神、法典、本中山児童ホームがありますが、そのうち宮本、本中山児童ホームについては、便所を併設施設（宮本、西部公民館）に設置されているもので共用しています。

千葉県の基準においては、児童厚生施設を公民館等に併設する場合において、児童厚生施設内に便所を設けないことができる旨が規定されていますが、国の基準（参酌すべき基準）にはその旨の規定がないため、独自基準にて定めるものです。

2) 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び児童発達支援センターに係る独自基準

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び児童発達支援センターの非常災害対策に係る基準（参酌すべき基準）の非常災害対策計画の周知範囲について、国の基準では職員のみとなっているが、職員並びに入所する障害児及びその家族等まで拡大する。

<理由>

児童発達支援センター等の指定基準について、平成31年4月に中核市に指定事務が移譲された際に制定した「船橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」において、上記の独自基準をすでに定めていることから、今回、千葉県から船橋市に移譲される福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び児童発達支援センターの認可基準についても、同様の独自基準を定めるものです。

なお、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の指定基準についても、「(仮称) 船橋市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」にて同様の独自基準を定める予定です。

5. スケジュール（予定）

- ・令和7年12月 条例（案）の骨子に対する意見募集の実施
- ・令和8年 2月 令和8年第1回定例会へ条例案の提出
- ・令和8年 3月 条例公布
- ・令和8年 7月 条例施行

●児童福祉施設関係の国基準・千葉県条例抜粋、船橋市の独自基準の考え方

国 児童福祉施設の設備及び運営に関する 基準	千葉県 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	船橋市の独自基準の考え方
第一章 総則 (非常災害対策) 第六条の二 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。	第一章 総則 (非常災害対策) 第七条の二 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。	国基準及び県条例において、「職員」と規定されている部分を、「 <u>職員並びに入所する障害児及びその家族等</u> 」とする。
第六章 児童厚生施設 (設備の基準) 第三十七条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。 二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。	第六章 児童厚生施設 (設備の基準) 第五十三条 児童厚生施設の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。 二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。 <u>2 前項の規定にかかわらず、児童厚生施設に公民館、公立図書館その他の公共施設(以下「公共施設」という。)を併せて設置する場合において、当該公共施設の設備を利用することにより、当該児童厚生施設の効率的な運営を期待することができ、かつ、当該公共施設の利用者及び当該児童厚生施設を利用する児童の処遇に支障がないときは、第十条の規定により兼ねることでできる設備のほか、同項第一号に掲げる児童厚生施設にあっては便所を、同項第二号に掲げる児童厚生施設にあっては集会室及び便所を設けないことができる。</u>	県条例において、児童厚生施設を公民館等に併設する場合、児童厚生施設内に便所を設けないことができる旨が規定されているが、国基準にはその旨の規定がないため、「 <u>府令第37条第2号に掲げる児童厚生施設にあっては、便所を設けないことができる。」</u> とする。